

総裁公選規程改正要綱

一 総裁の候補者に関する一部改正

引き続き三期（党則第八十条第三項に規定する任期を除く）にわたり総裁に在任する者は、その在任に引き続く総裁選挙における候補者となることができないとすること。

（総裁公選規程第十条関係）

二 施行期日等

- 1 この改正は、平成29年3月5日から実施すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

以 上

総裁公選規程の一部改正 新旧対照表

_____は、改正部分を示す。

改 正 案	現 行
<p>略</p> <p>(総裁の候補者の推薦等)</p> <p>第十 条 総裁の候補者は、党所属国会議員二十人により、総裁の候補者として推薦される者とする。</p> <p>2 前項の推薦をしようとするときは、その代表者は、本人の承諾を得て、総裁選挙の告示の日に党本部管理委員会に文書により届け出なければならない。この場合においては、選挙責任者一人を併せて届け出なければならない。</p> <p>3 前項の届出は、総裁選挙を公正に行うことを総裁の候補者及びその選挙責任者が誓う旨の宣誓書を添えて、しなければならない。</p> <p>4 引き続き三期(党則第八十条第三項に規定する任期を除く)にわたり総裁に在任する者は、その在任に引き続き総裁選挙における候補者となることができない。</p> <p>略</p> <p>附 則 (平成十四年一月十八日一部改正) この改正は、平成十四年一月十八日から実施する。</p> <p>附 則 (平成十九年一月十七日一部改正) この改正は、平成十九年一月十七日から実施する。</p> <p>附 則 (平成二十五年三月十七日一部改正) この改正は、平成二十五年三月十七日から実施する。</p>	<p>略</p> <p>(総裁の候補者の推薦等)</p> <p>第十 条 総裁の候補者は、党所属国会議員二十人により、総裁の候補者として推薦される者とする。</p> <p>2 前項の推薦をしようとするときは、その代表者は、本人の承諾を得て、総裁選挙の告示の日に党本部管理委員会に文書により届け出なければならない。この場合においては、選挙責任者一人を併せて届け出なければならない。</p> <p>3 前項の届出は、総裁選挙を公正に行うことを総裁の候補者及びその選挙責任者が誓う旨の宣誓書を添えて、しなければならない。</p> <p>4 引き続き二期(党則第八十条第三項に規定する任期を除く)にわたり総裁に在任する者は、その在任に引き続き総裁選挙における候補者となることができない。</p> <p>略</p> <p>附 則 (平成十四年一月十八日一部改正) この改正は、平成十四年一月十八日から実施する。</p> <p>附 則 (平成十九年一月十七日一部改正) この改正は、平成十九年一月十七日から実施する。</p> <p>附 則 (平成二十五年三月十七日一部改正) この改正は、平成二十五年三月十七日から実施する。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="212 315 743 434">附 則（平成二十六年一月十九日一部改正） この改正は、平成二十六年一月十九日から実施する。</p> <p data-bbox="212 495 743 613"><u>附 則（平成二十九年三月五日一部改正）</u> <u>この改正は、平成二十九年三月五日から実施する。</u></p> <p data-bbox="237 629 584 663"><u>（注）過去五年間分を掲載。</u></p>	<p data-bbox="850 315 1382 434">附 則（平成二十六年一月十九日一部改正） この改正は、平成二十六年一月十九日から実施する。</p>